

千曲市告示第13号

千曲市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年2月5日

千曲市長 小川 修一

千曲市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱の一部を改正する告示

千曲市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱（平成29年千曲市告示第79号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「千曲市循環バス・デマンド型乗合タクシー共通無料回数券（様式第1号）」を「千曲市循環バス・デマンド型乗合タクシー共通回数券」に、「3,600円」を「12,000円」に改める。

第5条第1項中「様式第2号」を「様式第1号」に改め、同条第2項中「6月」を「1年」に改める。

第6条第2項を次のように改める。

2 回数券の再交付は、行わないものとする。

第6条に次の1項を加える。

3 回数券を利用できる者は、第1項の規定による交付を受けた者（以下「受給者」という。）及び当該受給者と同一世帯の家族とする。

第7条中「前条第1項の規定による交付を受けた者（次条において「受給者」という。）」を「受給者」に改める。

第8条中「第3条第1号に掲げる者でなくなったとき又は」を削る。

様式第1号を削り、様式第2号を様式第1号とする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正前の千曲市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱第6条第1項の規定により交付された回数券は、当該回数券の有効期間の満了する日までの間は、この告示による改正後の千曲市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱第6条第1項の規定により交付された回数券とみなす。